

# 業務委託契約書

印  
紙

1 業務名

2 履行場所

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで

4 業務委託料

契約単価 別表のとおり。

(委託料は契約単価に履行数量を乗じ合計して10パーセント(取引に係る消費税及び地方消費税の額)を加算して計算した額とする。)

(委託料に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)

発注限度額 ￥ —

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ — )

5 契約保証金 ￥ —

6 専属的管轄裁判所 広島地方裁判所

7 特約事項

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

ただし、契約書の作成に代えて、契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当該電磁的記録に地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者